

排出量取引制度について

令和8年5月
東北経済産業局
カーボンニュートラル推進室

成長志向型カーボンプライシング構想

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現。

① 20兆円規模の大胆な先行投資支援

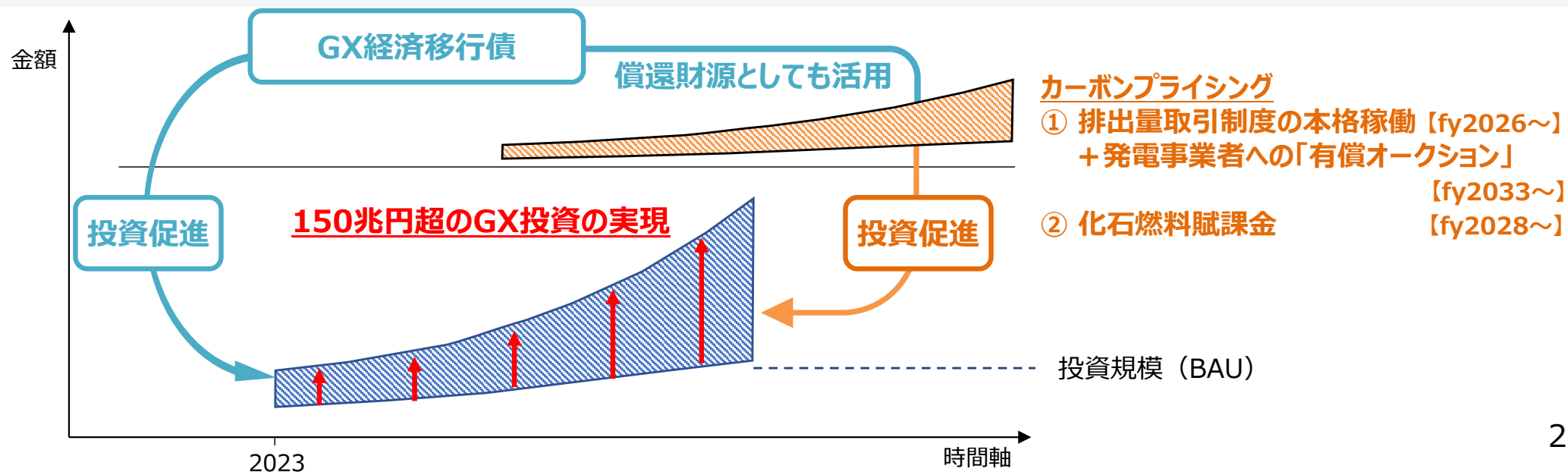
② カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入

- 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示

⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

③ 新たな金融手法の活用

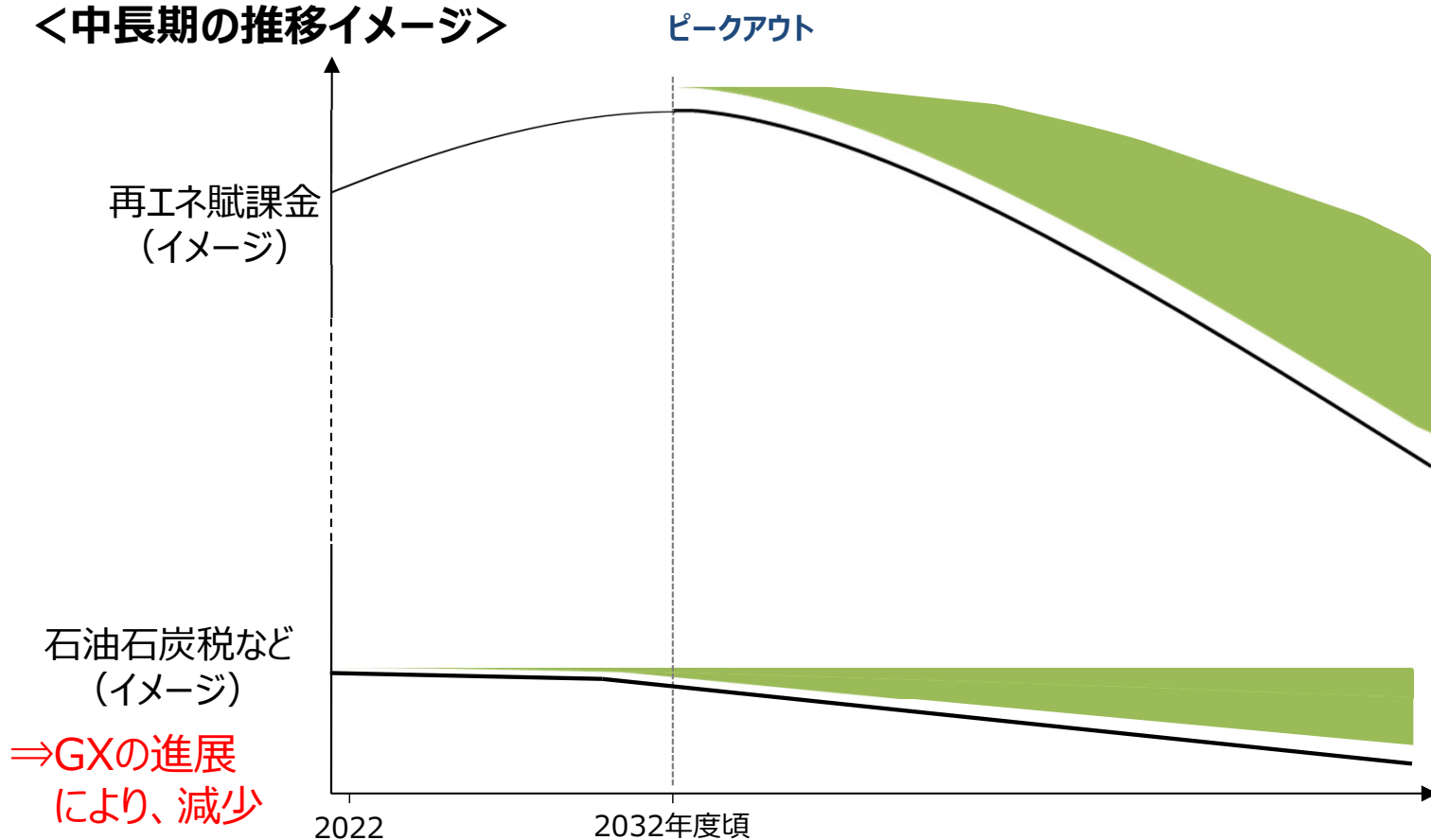
- 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



成長志向型カーボンプライシングの中長期的イメージ

- エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入する。
- 具体的には、今後、石油石炭税収がGXの進展により減少していくことや、再エネ賦課金総額が再エネ電気の買取価格の低下等によりピークを迎えた後に減少していくことを踏まえて導入することとする。

<中長期の推移イメージ>



★ 負担減少額の範囲内で
以下を徐々に導入していく。
(総額20兆円規模の措置)

発電事業者への有償化
(2033年度～)

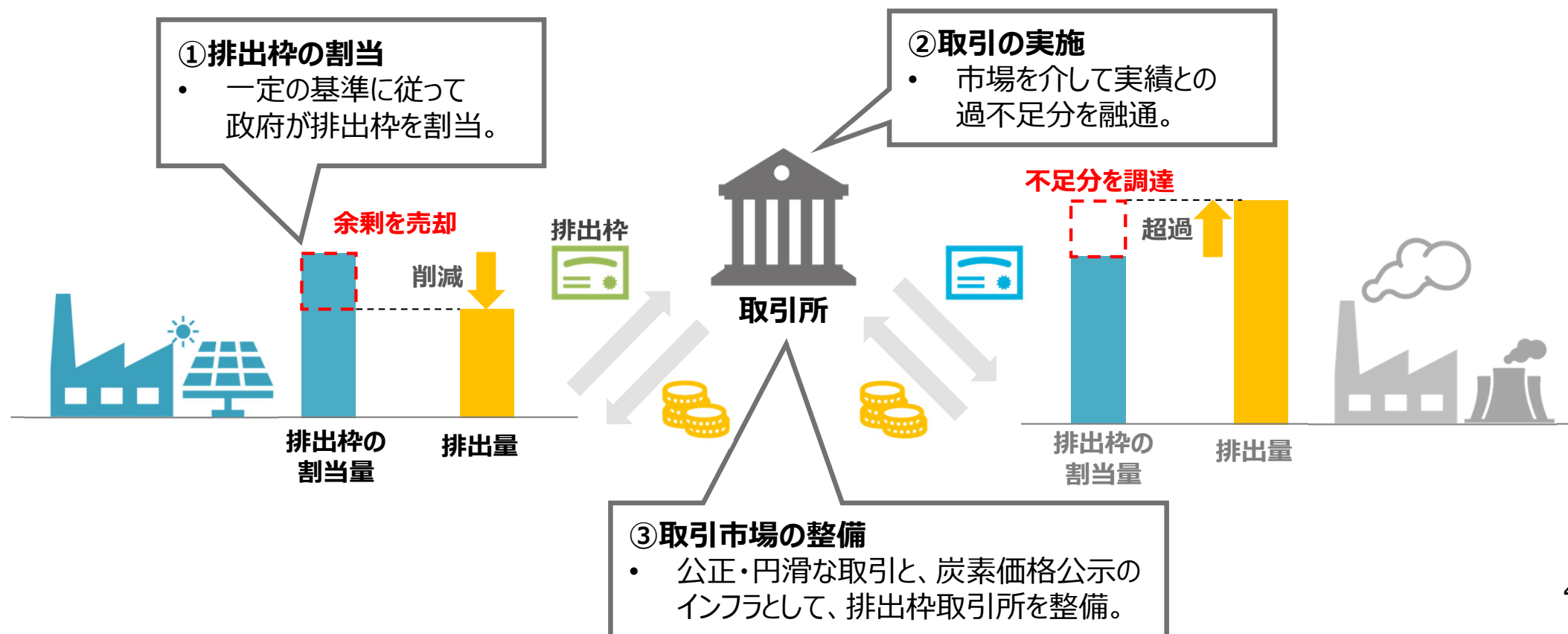
+

炭素に対する賦課金
(2028年度～)

排出量取引制度の仕組み

排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。

- 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
- 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
- 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。

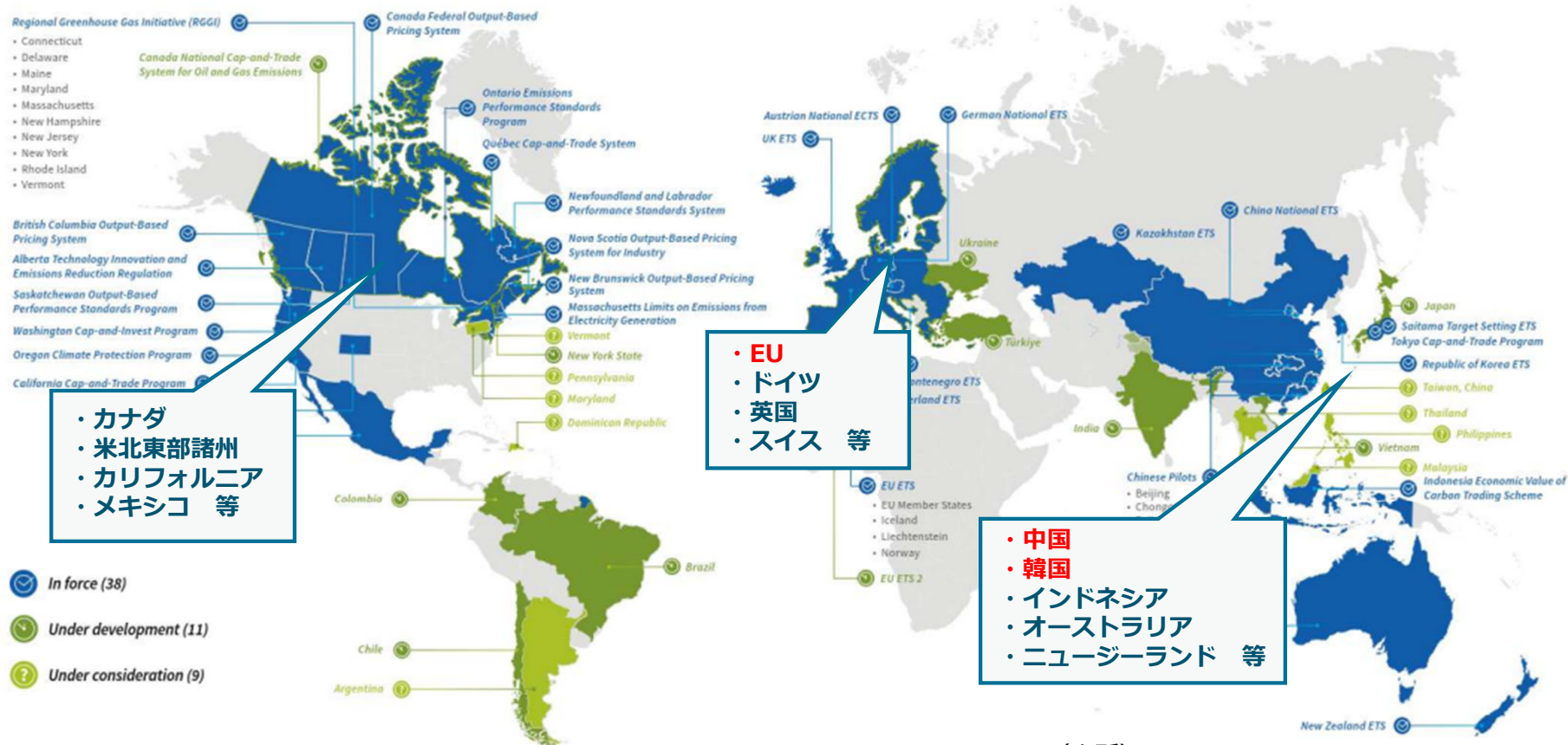


【参考】各国のETS導入状況

■ 38の国・地域で排出量取引制度が導入済、11の国・地域で導入検討中（2025年時点）。GDPベースでは、世界全体の58%をカバー。

■ 東アジアでも、韓国（2015～）・中国（2021～）で既に導入。韓国は有償比率の引き上げ、中国でも対象セクターの追加など、両国とも制度を強化する方針。

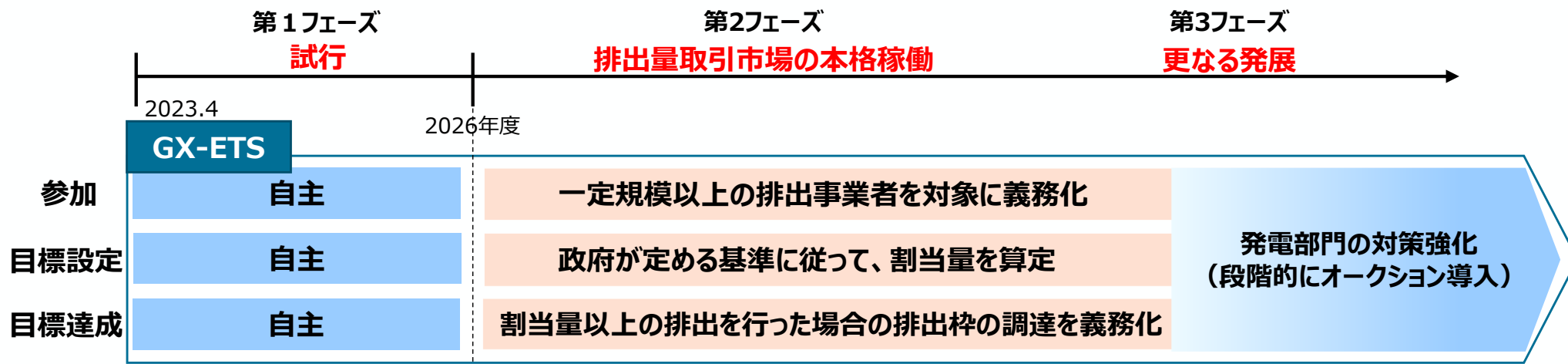
■ ASEANでは、インドネシア（2023～）で導入されているほか、ベトナムでは試行運用が開始（2025～）、タイ、マレーシア、フィリピンでも政府レベルで導入を予定・検討。



我が国における排出量取引制度の段階的な発展

- 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
- 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。
- 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークションを導入。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



排出量取引制度の全体像

- 25年常会で改正GX推進法が成立。産構審・排出量取引制度小委員会で、排出枠の割当方法など制度の大枠についてとりまとめ（2025年12月）。

制度対象業者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

排出枠の割当て及び保有義務

①排出枠の割当て

- 政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。

②排出実績の算定・報告

- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関※）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③排出枠の保有

- 毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

排出枠取引市場及び価格安定化措置

- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
- （一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合）GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

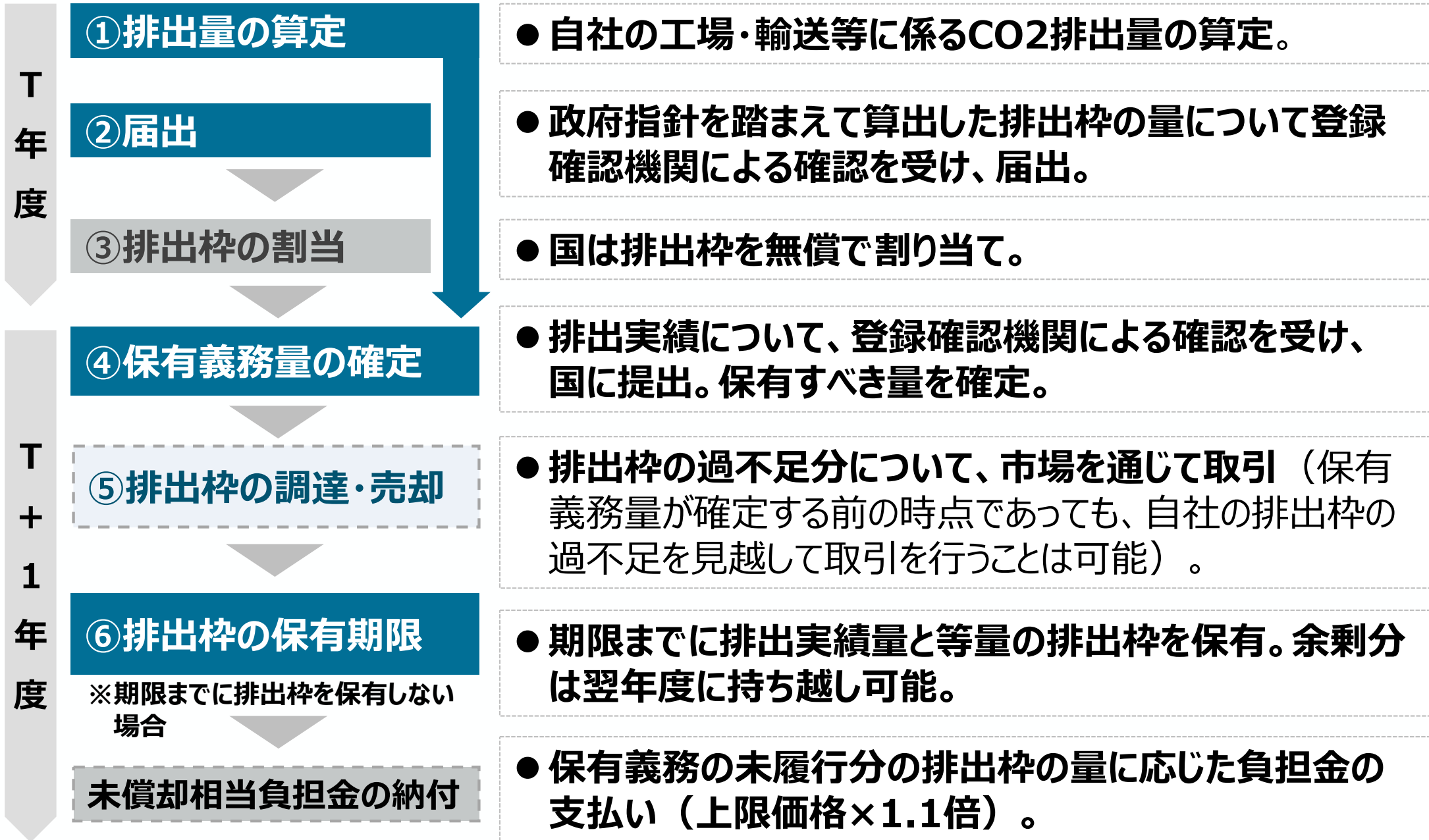
制度対象者の考え方

- 一般に、排出量取引制度では、検証等の事務手続や行政コストが発生することから、排出量の大きな設備や企業に対象を限定する。
- 我が国では、省エネ法や温対法との整合性を確保し、企業単位での取組を求めているGXリーグの連続性も踏まえ、事業者単位の制度とする。その上で、諸外国制度とも同程度の規模の排出源を捕捉する観点から、対象者をCO2の直接排出量10万トン（直近3カ年度平均）とする。

各国排出量取引制度における制度対象の概要

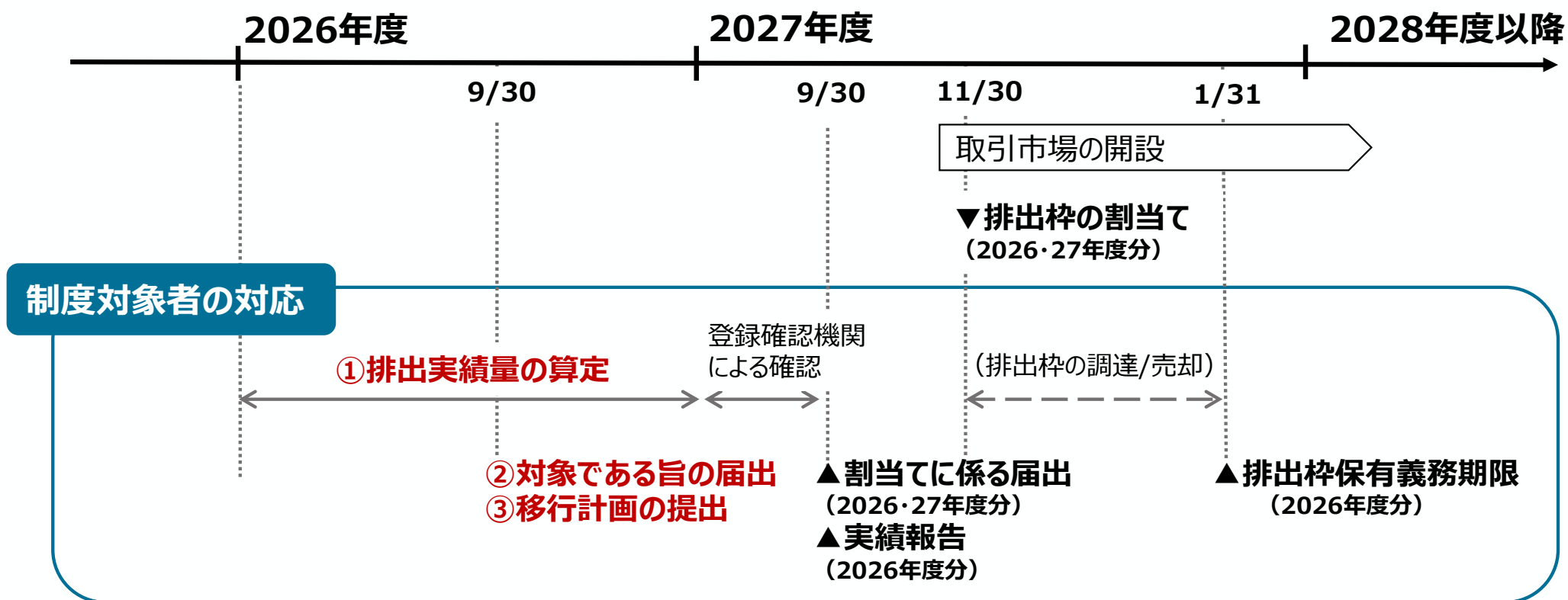
	EU	英国	韓国	日本
単位	設備	設備	事業者	事業者
規模	おおむね 25,000t-CO2以上 (直接排出)	おおむね 25,000t-CO2以上 (直接排出)	125,000t-CO2 (直接・間接排出)	100,000t-CO2 (直接排出)
国内GHG 捕捉率	40% (2022)	27% (2022)	79% (2022)	60%程度 (見込み)

排出枠の割当てから保有期限までの一連のフロー



2026年度に制度対象となる場合の義務履行スケジュール

- 2026年度については、制度対象者は、以下の3点の対応を行う必要がある。
 - ① **排出実績量の算定**（報告は翌年度）
 - ② **制度対象である旨の届出**（直近3年度のCO₂平均排出量が10万t以上である旨の届出）
 - ③ **移行計画の提出**



排出枠の割当ルール（政府指針に基づく割当の考え方）

- ベンチマーク方式による割当てを基本とする。
- ベンチマークの適用対象とならなかった排出源は、グランドファザリングによる割当てを行う。
- また、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準）
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率））

+

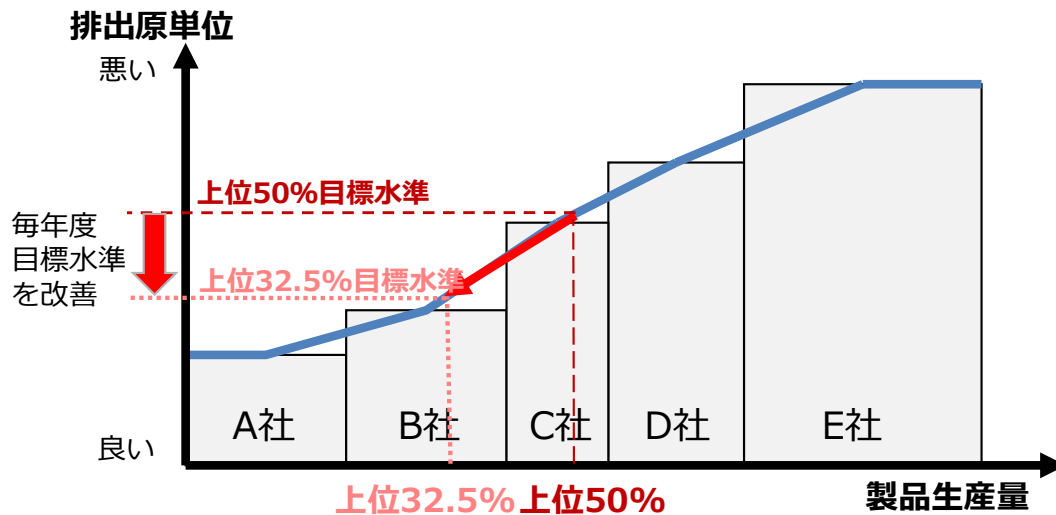
その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

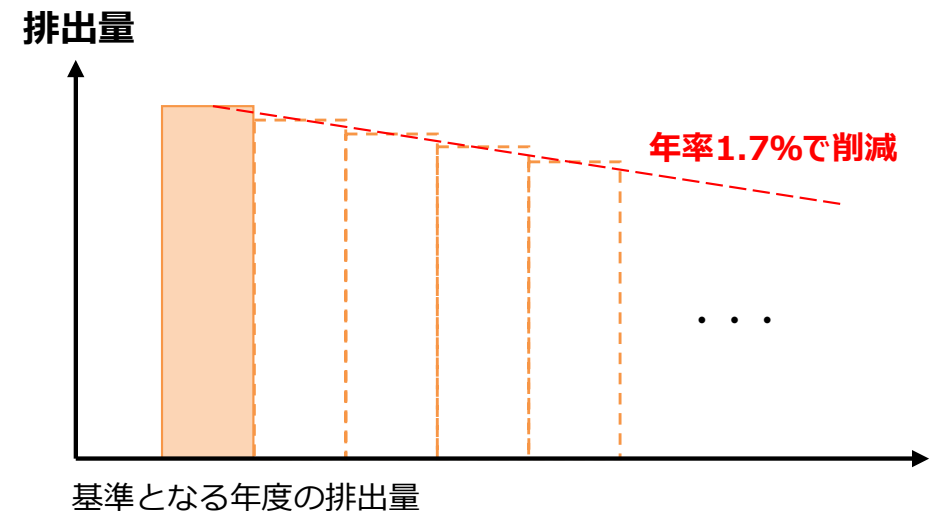
(参考) ベンチマーク・グランドファザリング方式による割当て

- **ベンチマークの水準**：省エネ法ベンチマーク制度における原単位改善ペースを踏まえ、**業種毎の上位50%水準から、5年後に上位32.5%まで引き下げていく。**
- **グランドファザリング方式の水準**：10年後までに段階的にガス転換相当の取組を求め、**削減率を年率1.7%に設定。**

ベンチマーク



グランドファザリング



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均)にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位0%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。

- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均)に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

(参考) ベンチマーク対象業種

- 鉄、化学、電力などのエネルギー多消費の業種ごとに共通のベンチマークを設定（20業種）し、業種内で製品生産量あたりの排出原単位を比較。
- 制度対象事業者の排出の90%をカバー

ベンチマーク対象業種	
洋紙	石灰
板紙	高炉
ソーダ	電炉普通鋼
カーボンブラック	電炉特殊鋼
有機化学工業品	アルミニウム
石油精製	自動車
ゴム製品	発電（ガス、石炭、石油等）
板ガラス	貨物自動車運送
ガラスびん	内航海運
セメント	航空運送

化石燃料賦課金について

- 2023年に成立したGX推進法で、2028年度からの導入が決定済み。
- 石油石炭税と同様に、化石燃料の輸入者等に対して、輸入する化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を、輸入時等に賦課。
- エネルギーに係る負担を中長期的に減少させていく中で導入することとされ、負担水準がこの範囲内に収まるよう、毎年度単価を政令で設定。
- なお、産業の国際競争力や国民生活への影響に配慮し、石油石炭税で認められている減免措置（例：鉄鋼製造用の原料炭の免税措置など）は、化石燃料賦課金でも全て措置。

化石燃料賦課金額の算出方法

輸入等する化石燃料からの二酸化炭素排出量

×

炭素価格
(化石燃料賦課金単価)

注 : 政令で決定

➡ 上記計算式で計算された費用を化石燃料（原油・天然ガス・石炭等）の輸入者等が支払う

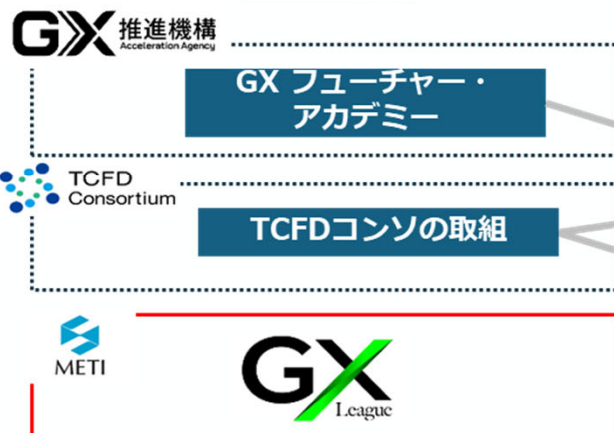
(参考資料) GXフューチャー・リーグの創設

GXフューチャー・リーグの創設

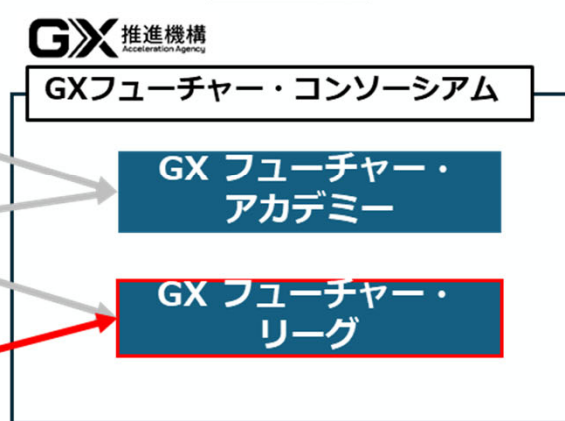
- 排出量取引制度の本格稼働に伴い、今後、GX投資やGX製品・サービスの創出が進んでいくことが期待される。
- この動きを後押しするべく、GXリーグを、排出量の多寡を問わず、GX製品・サービスの需要創出に向けて意欲的に取り組む企業が参加する枠組みへと刷新する。
- これに併せ、これまでのGXリーグの枠組みを改組。GX推進機構を事務局として2026年4月に設立される「GXフューチャー・コンソーシアム」内の枠組みとして、GXフューチャー・リーグを創設する。

GXフューチャー・コンソーシアム設立の経緯

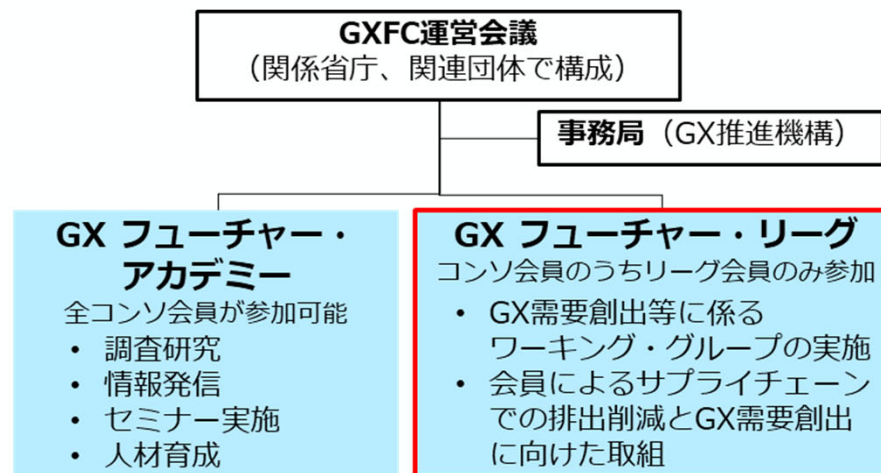
2025年度



2026年度



GXフューチャー・コンソーシアムの運営体制



GX率先実行宣言による企業評価向上

- 「**GX率先実行宣言**」では、従来製品の製造とは異なる設備投資等を必要とするものなど自立的に需要が立ち上がらない製品を宣言の対象とし、**GX製品・サービスを積極的に調達している企業を見える化**。
- **宣言企業の評価向上**につなげていくための施策を講じつつ、宣言対象の製品・サービスの拡大、**GX予算との連動を進め**ていく。

宣言対象製品・サービス（抜粋）

分類	対象	分類	対象
産業競争力基盤強化商品(GX財源)	電気自動車等	GI基金支援対象技術	洋上風力発電の低コスト化
	グリーンスチール		次世代型太陽電池の開発
	グリーンケミカル		大規模水素サプライチェーンの構築
	SAF		再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造
低炭素水素等（水素社会推進法に基づくもの）	水素		製鉄プロセスにおける水素活用
	アンモニア		
	合成燃料		
	合成メタン		

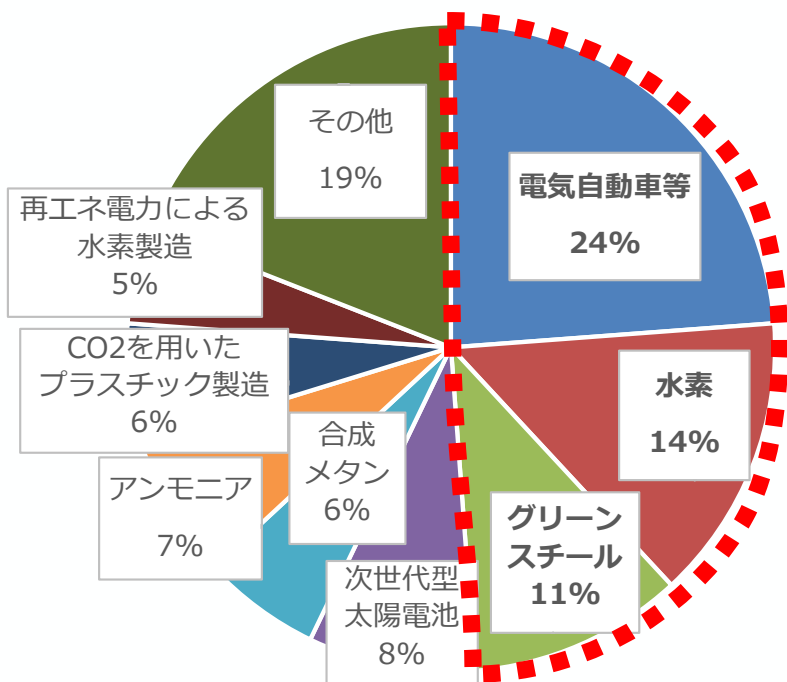
具体的な宣言の例

- 新築住宅に使用する鋼材を、**2030年度までに30%をグリーンスチール**に切り替える（旭化成ホームズ）
- **飲料缶製品や飲料ペットボトル製品にグリーンスチールやグリーンケミカルを使用**する（サントリーホールディングス）

【参考】GX率先実行宣言の宣言状況

- これまでに、**51社が宣言実施済み**（2025/12/8時点）。
- 宣言内容の内訳としては、**電気自動車の採用**、**水素への燃料転換**、**建設会社等によるグリーンスチールの調達**が約半数を締める。

GX率先実行宣言の宣言内容内訳



宣言実施企業

グレード	宣言企業
ゴールド	田中铁工、積水ハウス、Astemo、東京ガス、JERA、JFEスチール、大和ハウス工業、旭化成ホームズ、木下カンセー、ジェイテクト、住友化学、ほくほくフィナンシャルグループ、神戸製鋼所、大成建設、積水化学工業、シュナイダーエレクトリックHD、関西電力、田中貴金属工業、京セラコミュニケーションシステム、日本航空、住友林業
シルバー	日本トムソン、サントリーHD、小島プレス工業、総合警備保障
ブロンズ	日本製鉄、エア・ウォーター、AGC、東亜合成、大阪ガス、東邦ガス、北陸銀行、北海道銀行、大橋鉄鋼、ブリヂストン、いすゞ自動車、JFE条鋼、ヤマト建設、王子マテリア、中部電力、コダマホーム、伊庭工務店、協栄、阿部建設、ユースフルハウス、住友電気工業、コスモエネルギーHD、三菱ケミカルグループ、川崎重工、三協立山、三菱ガス化学

GXフューチャー・リーグへの参加とGX予算との連動

- 令和8年度当初のGX予算から、予算の活用に当たって、①GXフューチャー・リーグへの参加及び②個社としての目標・コミットメントの提出を横断的な要件とする。
- GXFLへの入会受付は通年ではなく、毎年期限で締め切る。令和8年度は、26年6月末をGXFL入会意向確認書の提出〆切とし、7月以降に確認書を提出する場合は令和9年度から参加となる。
- 令和8年度当初以降のGX予算では、①・②の要件を満たすことを前提に、GX率先実行宣言（今後改善を検討）等を通じた需要創出への貢献度合いを評価し、審査等における加点要素とする方向で検討。
- 需要創出の取組に応じたGX予算におけるインセンティブのあり方については、今後立ち上げる研究会で夏までに検討し、とりまとめる予定。

GX予算例

	GX予算A（補助事業）	GX予算B（補助事業）	GX予算C（委託事業）	...	GX予算X（補助事業）
GX予算毎の個別要件／加点	【要件】 GX率先実行宣言を行っている。	【要件】 GX予算対象のGX製品に関してGX率先実行宣言のゴールドグレードを取得している。	【加点】 GX予算対象のGX製品に関してGX率先実行宣言を行っている。	...	【加点】 GX予算対象のGX製品に関してGX率先実行宣言を行っていることで補助率を1/2から2/3へ変更。
GX予算全体要件	<u>GXフューチャー・リーグ会員</u> であること。 ※ <u>目標&コミットメントを提出している会員に限る。</u>				

御清聴ありがとうございました

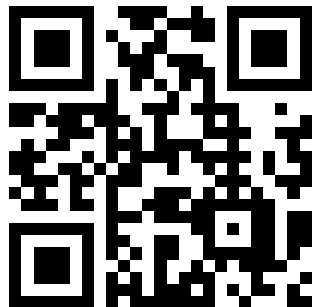
東北経済産業局 カーボンニュートラル推進室

電話番号 : 022-204-2385

メールアドレス : bzl-thk-enekikaku@meti.go.jp

(ビーゼットエル)

東北経済産業局
ホームページ



東北経済産業局
カーボンニュートラルのページ

